

<関連事業>

農家負担金軽減支援対策事業のうち
経営安定対策基盤整備緊急支援事業

【3,606(3,060)百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の利子助成を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農地の利用集積等を促進します。

<背景/課題>

- ・農産物の輸入の増加、農産物価格の低下等の影響による農家経営の圧迫により、農業生産性の向上に資する土地改良事業の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、土地改良事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、土地改良事業等の円滑な推進を図るとともに、事業を契機とした担い手への農地集積等に取り組む地域に対し、農家負担金の軽減対策を実施します。

政策目標

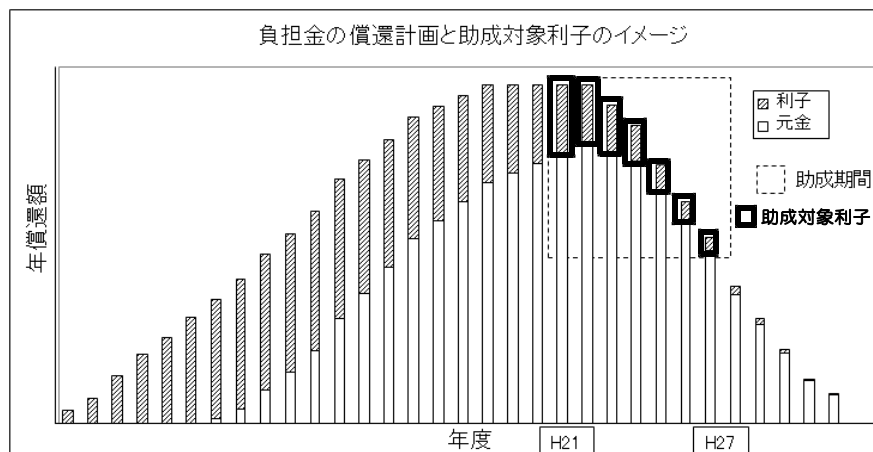
平成27年度までに対象地域の農地利用集積率を一定以上向上

<主な内容>

担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、土地改良事業等の受益者負担償還支援を充実することにより、国内農業の競争力強化を図り、食料供給力の確保に資するため、担い手に対する一定以上の農用地利用集積等の要件を達成できると見込まれる地域に対し、償還金の利子相当額を平成27年度まで助成します。

また、平成25年度より事業に取り組む地域に対して、農地利用集積や面的集積等の要件を緩和する対策を行うことで、より対象地域を拡大して償還金助成を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体



[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-3502-6277 (直))]